

# 若越郷土研究

1305

## 幕末における重商主義 的論策について

— 福井藩を中心に —

三 上 一 夫

(一) はじめに

世界史における重商主義の概念規定については、数々の論点を認めざるを得ないが、一般には確認されているところでは、その基本的主体が絶対主義的形態を持つ国家であり、それは「商業資本の運動」に支援されながらいわゆる本源的蓄積のための諸政策を暴力的に遂行するものである。またこの時期にはすでに大市場の形成がなされ、商業資本は自ら生産に関与したり、一方種々なる形のマニユファクチュアの発生をみることになるが、国家としては

三上 一夫 幕末における重商主義的論策について

輸出増進により貿易差額を大ならしめ、金銀貨幣の増加をはかることが最大の目標となるのである。

ところでかかる重商主義論は、日本近世史においてとくに江戸時代後期以降「尚農卑商」の価値観より利潤は流通過程から得られるものとする価値観への転換のなかから、急速な芽生えと成長がみられるわけであるが、当時の厳しい鎖国体制のなかにあつて国富の源泉をとくに交易・貿易に求める経世学者が現われ、その著名なものに海保青陵は「是民ト一ト味方ニナリテ他国ノ金ヲ吸ヒ取ルナリ」（『稽古談』）とい

体で商業資本が強大な力を振う情勢を反映しており、またようやく芽生えてきたマニユファクチュア自体が、はるかに強大な商業資本の発展に依存する傾向にあり、「まったく商業の拡大または制限に左右される」（『ドイツ・イデオロギー』）ような社会経済情勢下にあつたとみるべきであろう。

そこで拙稿では、まず江戸時代後期から力強く芽生えた重商主義論の基本的路線を、これら海保青陵、本多利明、佐藤信淵の論策から追究し、ついで幕末に至り薩摩・長州・肥前・土佐などの諸藩に比べ雄藩として決して遜色のない展開をみせた福井藩において、かかる重商主義論が如何に真剣に論議され、しかもこれが重要な実践的課題として如何に具体化されたかについて考察を加え、この種論策が近代的統一国家形成への過程において果たした歴史的意義の一端を明らかにしたい。

(二) 海保・本多・佐藤が説く基本的路線

十八世紀後半の田沼時代ともなれば、幕府、諸藩とも窮迫化せる財政難を克服せんとするために、積極的に商業資本的な原

理による諸政策を打出さざるを得なくなるが、このさい商品経済の発展を単に是認するばかりでなく利潤追求の正当性を強調した海保青陵（一七五五—一八二〇）は、まさしく当時の現実の動きの理論化を重商主義的論理の形で結実させたとも云えるのである。とくに彼の注目すべき経済論として

は、他領との交易の利害得失を藩的な規模ではかり、藩内では互に利を争うことのないように主張する。つまり藩全体をひとまとめにして、藩の外から「他国ノ金ヲ吸ヒ取ル」（『稽古談』）わけで、藩全体として果して利益を得たかどうかは、「目ノコ算用ニシテ見レバ、一年其領内ヨリ出ル金銀イカ程ト計リテ、入ル金銀ハイカ程ト又計リテツキ合セテ見ルニシクハナシ」（『海保儀平書』）とみる仕法で判明するというのである。

これは明らかに貿易差額主義に立脚する重商主義論の特質を示すものに外ならな

い。そもそも重商主義なるものが、利潤または剰余価値の発生を基本的には生産過程のうちにはなく流通過程に求める以上、かかる剰余価値は交易に当り物品をその価値

以上に売ったときに発生するわけで、そこで取得する余分の金銀が利潤であり、とくに他国との貿易ではその貿易差額として流入した金銀が真の利潤で、それらの増殖こそ重商主義国家の経済活動として最も重要な部門と看做されたのである。

青陵の経済論はまさしく以上のような論理に基づくものと云えるが、ただ問題はあくまでも藩を単位としており、日本全体については思考の対象としていない。いわば一藩重商主義を標ぼうしており、藩としては他藩や大坂市場などから金を吸いとることになるが、幕・藩領を打って一丸とする日本全体の視角では、かれは「鶴（註、青陵の名）、江戸ノ大政ハシラズイワズ」と全く論外にしているのである。

ところが青陵とは同じ時期に経世思想家として活躍した本多利明（一七四四—一八二一）の場合は、洋学的識見により日本全体を統一した経済圏として把握し、それと海外諸国との貿易によって金銀を獲得する仕法を明確に指摘した。

すなわち「自国を豊饒の富国となさんば、外国より金・銀・銅を取込の外に道なしといふ。其説至極左あるべし、然れども

其金・銀・銅を取込には、自国の産物を用いて外国の金・銀・銅と交易し利潤の金・銀・銅を得るの外に道あるまじ」（『経済放言』）との論述は、青陵の一藩重商主義と異なり、日本全体を単位とする重商主義的論策を目指すことは明白である。

そのため利潤は必ず海外から導入せねばならず、海外から流入する金銀こそ真の利潤であり、国内だけではお互に藩同志が利を奪い一方に利があれば他方が必ず損をする勘定となる。従って国内だけで交易する限りでは真の利潤が生じないため、ぜひとも外国貿易により、その貿易差額として金銀の取得をはかるべきだと主張するのである。

しかも商品・貨幣経済の滲透促進が、領主財政の危機の一藩的規模での克服を次第に困難にし、封建支配の絶対主義への傾斜を必要ならしめる情勢まで現われてくるなかで、全国的国君みずからによる外国貿易の掌握がぜひとも要請されることになる。

ところで利明は、かかる重商主義的貿易を進めるための政治体制については具体的な論述を避けているが、その著『西域物語』（寛政十年（一七九八））において、彼

の意図した政治構造をうかがうことができ  
る。<sup>⑥</sup>

その国家は本拠を「カムサスガ」に移して「古日本国」と号し、郡県を置いて土人を統治する、郡県の有司は、大身・小身・陪臣・庶人・匹夫の如何を問わずに有能なものを登用する。そして積極的な外国貿易を展開し、「東はノールドアメリカ（註、北アメリカ）に至る、西方は内海を一萬町計隔て、オホツカより段々と南方へ地続き、満洲・山丹・唐太・サカリイン島あり、南方は正面の面前に、東蝦夷の内十二島・松前島・日本国・琉球国、其外周廻の小島共、皆是古日本カムサスガに属し従ふべき自然具足の島々共なり」と述べているが、かかる国家こそ郡県制と官僚制を具備した中央集権的統一国家であり、ここに封建支配の絶対主義への傾斜を明確に打出したものとみるべきで、蝦夷地開発、日本周辺の属島支配のためには、強大な常備軍と官僚制を具備した絶対主義国家への政治改革を前提条件とすべきことを示唆したものと云えるが、これは後述の福井藩の橋本左内による絶対主義統一国家の構想の先馳的な意義を持つものとして甚だ興味深い

ものがある。

そこで愈々十九世紀前半において、重商主義的統一国家の映像が佐藤信淵（一七六九—一八五〇）により、著しい鮮明さを以て具体化されることに注目したい。

まず彼が宇和島藩主伊達宗城の諮問に答えて提出されたとみられる『物価余論』（天保九年（一八三八））や、水野忠邦の諮問に答えた『復古法概言』による論策には、幕府が交易の利を集める仕法を指摘しながら、肝心の海外貿易に関するものが全く追及されていない。つまり「交易の利潤は極めて広大なるを以て、少しく油断する時は天下の金銀皆悉く商人の家に聚<sup>あつまり</sup>て世界偏重の勢を為す」（『物価余論』）という視点から、幕府が直接に商品流通を掌握し、そこから得られる利潤を入手しようというのである。これは明らかに当時すでに諸藩で実施されている藩専売制の仕法を全国的な規模に拡大しようとするものであるが、すでに前述した通り重商主義的な利潤は、その経済圏の外へ物産を輸出してはじめて金銀の増加が期待し得るわけで、その内部の流通過程だけでは金銀の絶対量は増殖しないという論拠が無視されている。

したがって信淵は重商主義的な価値観に基づいて流通過程の掌握を企図しながらも、鎖国体制を堅持する幕府政治に妥協したところに大きな難点のあることを認めざるを得ない。もちろん彼の「復古法」は水野忠邦の失脚により実施には移されなかったが、かかる論策面の矛盾を克服し重商主義論が要求する海外貿易に着目して「凡国家の大利を興す者は通商交易するより大なるは無し」との視角から、ここに絶対主義的理想国家の構想を完成したのは、彼として水野忠邦との関係が絶ち切れ幕府中心の政治改革を断念した後のことである。

かかる論策は、彼の死後息子の信昭により安政四年（一八五七）にまとめられた『垂統秘録』によって明らかであるが、あたかもその時期は、福井藩において橋本左内が積極的開国貿易をめざす重商主義論と幕政改革による「日本国中を一家と見る」（安政四年十一月二十八日、村田氏寿あて左内書翰）雄藩連合の統一国家の構想を堂々と披瀝したときに当るのである。

云うまでもなく信淵が画いた新しい国家は幕藩体制を否定することを前提としており、その絶対主義的な官僚国家体制——そ

## 三上 幕末における重商主義的論策について

の国家組織は、まず教化機関として教化台・神事台・太政台の三台を設け、国民を草民・樹民・礦民・匠民・賈民・傭民・舟民・漁民の八民に分け、これらを六府の機関（農事・開物・製造・融通・陸軍・水軍）に分類しているが——に基づいての積極的な外国貿易の展開を論述している。

「自国のみを保有して他国に出て交易せざる国は部内有り来りの産物の外は富を益すべき術なきを以て、人民の繁息するに従て国内次第に衰耗し……（中略）……是故に船を出して他邦へ交易せざる国は、武備も衰弱になり、国内も次第に窮乏し……」  
 という論理こそ一応重商主義論の核心をついたものであり、これは明らかに前述の本多利明の論策の継承発展を意味するものと云えよう。

ところが強力な統一国家権力の背景の下での北方蝦夷地および南方諸地域の開発を説き、「先ず清朝及び安南・暹羅等の諸国へは使を遣し、其礼を厚くし其聘を豊かにして以て和親を結び、而して後に日本及び蝦夷国の産物を輸送し、其他諸国の品物輕重を考て以て有無交通し、以て互市の利を収め、且ますます蝦夷地を開発して、先ず

『カムサッカ』を攻取り、『オロシヤ』国より置所の鎮兵を擒にし、此方より成兵を遣し、城郭を構へて日本の領地となすべし（『防海策』）という極めて侵略的な海外進出策まで主張するに至っては、甚だ非現実的でしかも誇大妄想的であるとのそしりを免かれないが、一方彼が嘉永二年（一八四九）に著わした『存華挫狄論』からみて、彼としてアヘン戦争による清国の敗退を注視することにより、イギリスをはじめヨーロッパ列強による外圧が必ずや日本にも及ぶとの危惧感におびえたのは、紛れもない事実と考えられる。

従って信淵の半ば狂信的な重商主義的統一国家の構想自体が、現実の厳しい情勢判断に媒介されて形成されたものと看做すことができよう。

しかも以上のような海保青陵および本多利明さらに佐藤信淵により披瀝された重商主義論は、それに結合する統一国家論とともに、幕末維新の政治運動における先覚者たちの論策の基本的な路線とも共通するものがあり、さらには明治維新政権を通じて推進される日本の近代化の主導的なコースに継承されて行くことに注目せねばならぬ

いわけである。

そこで次にかかる重商主義的論策の具体的展開につき、幕末の福井藩に焦点をしばって考察するが、いわゆる一藩一領内重商主義を結実させる雄藩としての基本的立場が、明治維新の統一国家の形成に「日本の近代化」への過程に於て果す歴史的意義について、できるだけその特質的な問題点を探ってみることにする。

## (三) 重商主義的藩論の形成

まず重商主義政策の主軸となる外国貿易についてであるが、嘉永六年（一八五三）六月ペリーによってもたらされたアメリカ大統領国書が同年七月一日老中から諸大名へ和解の写を以て示され、これに対し福井藩より答申書が出された八月七日の時点では、同藩として盛岡・水戸・桑名・津・松江・柳河・佐賀の諸藩とともに強硬な開国貿易拒絶論を述べている。

つまり「本邦有限之財物を以万夷無尽之嗜欲に交易致候時は衰弊日を刻して俟へく……（以下略）」と訴え、全国に必戦の用意を令すべしと意見具申している。

この答申書作製には、藩老本多修理が中心となり鈴木主税・中根雪江らの側近が参

加しているが、藩主慶永をはじめこれら藩政の中核を担う吏僚がすべて極端な攘夷・排外論者であったとは考えられない。

かかる答申書につき、同じ攘夷論と云つても、水戸藩が交易の害を強調し、廟議、戦の一字に決着、全国に大号令を発すべしと述べたり、また「何れも征夷の二字を眼目と被思召」とする津藩や、アメリカ船の渡来は海賊の所業であり、断固戦端をひらくべしと訴える柳河藩などの立場とは、論点のうえでかなりの相違がみられる。

とくに中根雪江の如きは、一史料が伝えるところによると、前述のペリーの来航後のことであるが、藩主慶永に対して「天下皆鎖攘を主張している情勢下にあつて私の意見は異っている。そこで私は天皇よりアメリカ大統領に答える書牘に擬する一篇を草したが、その内容の概要は『特に亜米利加大統領の請求に応じ、我に三港を開くべし、欧州各国へは米國より之を通報し、皆来て貿易を為さしむべし、今鎖國を變して開港を許すに於ては互に信義を以て交際を厚くし貿易を盛にし、欧米諸州と往来し、我よりも亦公使を各国へ欽差すべし』<sup>⑩</sup>と

いるが、その信ぴょう性にはいささか疑義があるとしても、彼の貿易に対する一応の認識と積極的な意欲のほどがうかがわれて興味深いものがある。

ただ問題は、雪江として、当時の幕藩体制の動揺をかこつなかで、とくに財政面の窮迫化、国内産業のせい弱性、海防策の甚しい不備などから考えて、開國貿易に踏み切るには余りにも時期尚早であるとの極めて慎重でかつ現実的な情勢分析に基づいたものとも思考され、また慶永の立場からも、外庄の危機は同時に徳川幕府の危機としてとらえられ、親藩家門の強い意識と重責から単なる一大名としての通り一片の言動は到底許されなかつたわけであろう。

ところが安政四年（一八五七）に至り、アメリカ総領事ハリスの通商条約締結要求に對し、同年十一月十五日幕府は再び諸大名の意見を徴したが、福井藩では同年十一月二十六日の上申書で、前回の嘉永六年の場合とは全く異なり極めて積極的な開國貿易論を展開している。<sup>⑪</sup>

すなわち、まず「方今の形勢、鎖國致すべからざる義は、具眼の者瞭然と存じ奉り候」にはじまり、我方より航海を始め、諸

州に貿易に出ることを企望する折であるから、道理を以ての貿易の申し出に對しては拒絶すべきではないとしている。また強兵の基は富國にあるため、今後は貿易の學を開き有無相通することが肝心で、風習の相違や利害得失にかかわり紛争を起すべきでない、諸國人來航する中にも最も怖るべきは露・英の二國で、「人を制すると人に制せらるると所レ争僅ニ先之一字」と云う通り、外交はあくまで自主積極を旨とし、むしろ「坐ながら外國の來責の俟居候よりは、我より無數之軍艦を製し、近傍之小邦を兼併し、互市之道繁盛ニ相成候は、反て歐羅巴諸國ニ超越する功業も相立、帝國之尊号終ニ久遠に輝、虎狼の徒自ら異心消沮可レ仕、是只管懇願の次第に御座候」という強大な軍事力を背景とする侵略主義的な開國論まで開陳する。

そこで、かかる積極策を推進するためには、「今迄之旧套ニては難ニ相濟一」く、抜本的な幕政改革が必要で、まず第一に賢明の継嗣を立てること、天下の人材挙用のこと、兵制改革のこと、諸侯の疲弊を救うため陋習を破ることなどが先決だとし、要は幕府を中核とした強力な統一國家の形成

を示唆するような意見まで述べている。

さらに同年十二月二十七日の慶永による答申書では、前述の建白書を補足するとともに、とくに貿易の積極的展開に関する具体的な仕法を披瀝しているが、福井藩の重商主義的論策をうかがうに足る恰好の史料と看做されるため、次にその内容のうち注目すべき論点を指摘したい。

▽当面の急務たる富国強兵を進めるためには貿易を盛んにすることが最も肝要で、「徒に旧法ニ泥ミ三港ニ相局りてハ、却て我之不便利」と考えられる。江戸・大坂は盛大な互市行わるべき便地であるが、すべて適当と思ふ港は当方から開くのがよく、先方から強いられて随うのは、「拙劣之下策」である。

▽ただし京都は、皇居の地でもあり「臚腥不潔之外国人」を雑居させるべきではなく、しかも「土地之形勢、舟車之運輸、貿易ニは不便」で不適當である。

▽江戸にはミニストルを置き、品川を互市とする。

▽大坂は互市大いに繁盛するため、大諸侯から入選して鎮撫守衛はもちろん貿易庶務も統轄させるべきである。

▽先方は「勝手貿易」（註、自由貿易）を主張しているが、「西洋は元來商律も厳重ニ可レ有レ之候得共、当方は西洋諸国之通リニハ不ニ行届一、此建国之勢然らしむる」ところであり、当分の処は、「官府之監督」下におき、諸大名、豪貴とも諸物産を物会所へ輸り、官府の檢を受けて貿易すべきである。

▽今後万国輻湊、終には「印度之如く視なし候義」（註、ムガル帝国の滅亡の如き事態を招くこと）は「痛憤之基」であるから、速かに富国強兵の構想に基づき、わが方もまた四方に雄飛すべきである。

▽蝦夷地にも大諸侯を数名派遣し、物産資源を開発するとともに軍艦の建造、砲台の築立など防衛態勢を厳しくすることが方今の急務の一つと考えられる。

▽一方ロシアは「世界第一等之強国」で、その政事も行届いており、わが国とは唇齒の關係にあるから相提携すべきで、また先方から親睦を求めるアメリカからは、そのすぐれた兵器・艦車の類を輸入するのが得策である。

▽さらに、わが使節、有司、学士、商賈な

ど話聖東府（ワシントン）まで派遣し、彼地に商館をたて、貿易をひろくのがよく、こうすれば「彼我之条约双方之都合適宜之処ニて出来いたし、久遠堅守之規範」となることは確実である。

▽また広東にも貿易場を構え、その次にロシア・イギリス・オランダにも人を遣わすのがよいが、その航海には船具、水夫は当分アメリカなどから傭い入れ、諸大名から航海の申出があれば免許するがよい。

以上のような積極的貿易策を手はじめに、幕政を改革し諸藩の陋習を透破するならば、十五年後の一八七二年をまたずして、わが国もまた「世界中之強国」になるだろうと結論づけている。

当時幕府に提出した建白・上申書は、全国二百六十余藩のうち六十五藩に上るが、日和見主義的な因循姑息の内容のものが少なくなく国内外の情勢判断に疎い実相を露呈したのに対し、福井藩の上申は如何にも鮮明な海外貿易の積極策を論じている。

かかる海外貿易の仕法は、明らかに官による貿易統制つまり官貿易であり、さらに出貿易と海外へ商館を建てる必要を説くの

は、積極的な官貿易の促進により貿易差額による利潤の増大をねらうわけで、その理論的根拠は前述の海保青陵、本多利明、佐藤信淵などの説く重商主義的な剰余価値論に共通するものがあるといえよう。

(四) 左内の重商主義的貿易論

ところで以上のような福井藩の答申には、中根雪江、平本平学(註、雪江の実弟)らとともに、橋本左内がその草案の起草に大きな役割を果たしていることは、安政四年十一月二十八日の村田氏寿あて書翰(『橋本景岳全集上巻』五五〇—五五頁)以下(『全集』以下(以下)と呼称する)の内容からみて明白で、積極的な開国貿易による富国強兵策とその実現のための抜本的な幕政改革を提唱しているところから、福井藩における藩論を考へる場合、まず第一に左内の重商主義的論策に注目する必要がある。

彼は前述の書翰のなかで、ヨーロッパ列強のアジア進出という緊迫した海外情勢を注視し、まずアメリカとの通商条約によって友好関係を結び、さらに大ロシアとの間に攻守同盟を成立させることにより、イギリスと戦端をひらくも敢て辞せぬ態度を以て国際社会に臨むのが最も得策だとする

いわゆる日露同盟論を説くのであるが、かかる親露反英の外交策についての歴史的評價は一応論外として、かかる外交面の謀略的方策こそ、絶対主義時代のヨーロッパ世界にみられる列強間の外交策に類似性を持つものとして興味をそそる。

もちろん「何分垂(註、アメリカ)を一ケ之東藩と見、西洋を我所属と思ひ、魯(註、ロシア)を兄弟唇齒となし、近国を掠略する事、緊要第一」(『全集』五五四頁)との大見得切った意見は余りにも独善的な外交観と看做さざるを得ないが、かかる強力的積極外交を推進するための前提条件として、左内は思い切った幕政改革により「畢竟日本国中を一家と見」る徳川統一国家を樹立するのが先決だとし、いわゆる將軍継嗣問題を主軸とする政治改革の具体的構想——それは一度は挫折したに拘らず、一橋慶喜の將軍襲職とともに政治の表面に現われるのであるが——を披瀝するのである。

しかもこの斬新な構想は、さらにロシア・アメリカより「諸芸術之師範役」五十人ばかり借り受け、諸国の「物産之道」の指

導を行わせるとともに、国内の乞食や雲介の類を開拓者として蝦夷地の開発まで進めようというのである。

これらの左内の政治的論策は、前述の本多利明の『西域物語』にみる絶対主義的統一国家「古日本国」の構想とも一面よく類似するのであるが、左内としては、かかる強力な統一国家実現のための経済的基盤につき、重商主義が最も強く要求する貿易促進により富国強兵の実をあげることにポイントを置くのは云うまでもない。

彼はすでに安政三・四年頃の「外国貿易説」(『全集』三四八—九頁)のなかで、まず「制産」(註、生産)を大いに振興し、製品を「程能く売捌候事、肝要之義」で、さらに「諸品物を以て外国と取引相始候事、誠に国家に於て大なる御利益」があるとする生産増強に裏打ちされた輸出振興策を力説する。

さらに安政四年五月頃の「制産に関する建議手書」(『全集』三五〇頁)では、福井藩領内での諸物産が年々増加する経済情勢のなかで、それら諸物品を何処へ売りさばいてもよいが、深く当今の形勢を検討すれば、まず外国を相手とする貿易に取り組

むのが「永久莫大の御利益」があがると判断する。しかも相手が五大洲で買方の力量は格別であり、かれらの好みに合致すれば極めて好調な輸出が期待され、「何程沢山に御製造有レ之候とて、滞積して不レ售之弊も無レ之」と論じ、外国貿易による莫大な利潤獲得の可能性に対する確信のほどをみせている。

この点につき、前述の本多利明や佐藤信淵の所論が、重商主義的利潤または剰余価値の発生を専ら流通過程にのみ求め、生産過程については全く思考の対象としないのに対し、左内の場合、「生産」の部門にも大きく眼を向けていることは、確かに重商主義論としての一歩前進を意味するものであるが、肝心の輸向物産の増産をはかる実際的分野では、なら格別の具体策が用意されないところに一つの難点を認めざるを得ないだろう。

(四) 小楠の富国策にみる開明性  
ところが安政五年(一八五八)四月藩主慶永の招聘に応じて藩の賓客となり、藩政の枢機に参画した横井小楠の「富国策」<sup>11</sup> 重商主義的政策になると、通商貿易の活発な推進とその実効をあげるためには、国内

の生産・流通機構の手直しと整備拡充が先決だとし、その具体的仕法として、とくに官による商権回収と商品生産者に対する資金融通の二点を取上げている。

しかもその理論的根拠については、彼の著『国是三論』(万延元年)のうちの「富国論」のなかで大要次の通り論じている。

五穀租税のほか、糸・麻・楮・漆の類をはじめすべて民間にて生産するところは、旧来すべて商賈の手に売渡されるため、その価格は安く、とくに姦商に逢えば「種々の欺詐を受けて其半額を得て止む者も亦多し」という有様であり、従って「是を官府に収むべし。其価は民に益ありて官に損なきを限とし、官に於て別に利を見る事なければ、民自ら其恵を蒙るべし」というわけで、特権乃至高利貸商人が高度の利潤を得ることにより生産者が不当に圧迫され生産が衰微するのを排除するためにも、官による商権回収がぜひ必要だといっているのである。

一方資金難にあえぐ生産者には官金を融通するが、「惣て官府の貸出しは元金を損ぜざる迄にて利を見る事なかるべし」との建前をとり、「官府の利は外国より取るべし」とする重商主義的貿易論の核心をつく論理を表明する。さらに生産に役立つ器械については、予め官府において十分実験して然る後これを民に施すという仕法が尊重されるなど生産者の利益増進を眼目とした殖産興業への新たな展望を試みている。

ところで同じ商権回収論と銘打っても、旧来のものは主に幕藩体制動揺期の諸藩の専売制において具体化され、自然的ないし国産奨励によって成長した農民の商品生産の発展を藩権力が掌握して、窮迫した藩財政の再建強化をねらうもので、この場合はあくまで官府に利を収めることが第一の目標となるのであるが、小楠の所論は前述の通りかなりの相違をみせることに注目したい。

彼の稿本『時務策』(天保十四年)のなかで「貨殖の政を止むる事」と題し、「国家の大害は聚斂の利政より甚敷は無く、一たび国を憂い民を憐むの心起るときは第一に貨殖の筋を止めざれば一日片時も安らかなる心無き事なり」と云い、その具体例として彼の出身の肥後藩における蠟専売を挙げ、「誠に苛政は虎よりも猛し」との厳しい警告を行い、かかる藩専売の仕法ではま

すまず商品生産の自主的發展を抑圧し、富国の実があらざればかりか、かえって藩財政を貧窮化させ、結局農工商はもろん士分の階層を含めて藩全体が窮迫する皮肉な結果に終わったと批判するのである。

従って小楠の主張する商権回収論のねらいは、旧来のいわゆる藩専売論とは異なり、生産流通機構のなかに特権乃至高利貸商人の介入を斥けてできるだけ商品生産の自主的發展を助長させ、また資金難にあえぐ生産者には資金の融通をはかるなど、生産者の利益を極力容認し「民富」の成果の上に貿易促進、藩財政の強化など一連の富国策の実現をめざすわけである。

そこでこのような民富をはかる具体策を進めるために財用を如何にすべきかという点、まず紙幣によって金融をはかり生産物を海外に輸出することにより正金を得ることが肝心だとしている。

小楠は一例をあげて、一・万金の銀鈔を製し民に貸して養蚕の料に充てその繭糸を官に収め、これを開港の地に輸出して洋商に売るならば、およそ一・万・千・金・の・正・金・を・得・る・こ・と・が・で・き・る。つまり楮札が数月を経ずし

て正金となって回収され、しかも千金の利があると言うわけで、さらに官府はこの利を私することなしに「公に衆に示し、悉く是を散じて救恤し、その他出て反らざるの所用に給す。仍之利を得る事多ければ所用益足るべし」で、単に繭糸のみならず民間の諸生産にこの法を用い、年々正金の入るを見て楮銀を出し財用を通ずれば、民間の生産も大いに増進し官府も年を逐うて正金を富すことができ、名実ともに富国策の実効があがるというのである。

従って小楠の富国策は、とくに外国貿易開始後の新しい情勢に対応させ、生産資金融通などの保護奨励により増産された商品に海外市場に向けることにより重商主義的利潤の増殖をはかるわけで、また橋本左内が「永久莫大の御利益」があがると看破した外国貿易に対しても、小楠は極めて有効な具体的仕法を提示したと云えよう。

#### (六) 公正の殖産興業策

事実福井藩に於て、かかる小楠の重商主義的富国策を藩政改革の重要な一環として現実に実施に移したのは三岡八郎由利公正である。

公正の「当藩内物産を拡張すべしとは民

を富ますの術で、民富めば国富むの理あり」との基本的な考え方は、全く小楠の教えによるもので、官による商権回収論は物産總會所の設立（安政六年十月）というこゝとで具体化され、また領内生産者に対する資金融通の仕法は、同会所から切手五万兩を發行して生産者に貸付けることにより実施に移されたのである。

また「労力を基本として物産を興し広く通商貿易して収入を増進するの外、他に富国の良策なきを悟れり」という国内交易や外国貿易に対応した殖産興業策については、その理論的根拠を次の通り説明している。

その作用は力役者二十万人と見積り、一人一分の資本を貸付ける。但し実際は一時に一分を渡さず、工業により多少長短の差があつても運転自在、即ち總會所の時宜に任せるので、例へば一人の女が五十文の綿を買ひ糸を引けば凡そ六十五文となる。無用の糞も繩に絞れば十文の値があると言ふ様に、総て人民の随意に任せ二十万人で一日十文宛稼げば、一日二

## 三上 幕末における重商主義的論策について

千貫文即ち三百三十兩の富を為す。三十日にして九千九百兩、一ヶ月殆ど一萬兩の富を得られる。されば五萬の国債を起しても、決して憂ふるに足らぬ。「実話」

つまり農民や手工業者など生産的人口二十万人に一人当り一分の資本＝藩札を融通して、その資本によって生産的労働力を運転させ、一日平均十文ずつの剰余価値が生ずるとすれば、五万兩の資本は結局一ヶ月で約一萬兩の剰余価値を生み出す勘定になるというのである。

従つてこのように「労力を基本として物産を興す」仕法によって生産された諸物産（生糸・布・苧・木綿・蚊帳地・茶・麻・薬工品など）は、すべて集荷機関でもある物産總會所を通じて長崎貿易向や領外各地に輸出されたが、かかる重商主義的殖産興業策は短期日の間に驚異的な実効をあげ、總會所開設から三年目の文久元年（一八六一）には、同会所の取扱物産の総額が三百万兩に達し、藩札はどしどし正貨に変じて藩の金庫には常に五十万兩内外の正貨を貯蔵するに至り、従来極度の財政難にあえいでいた藩庫は見違えるほど立ち直ったとみ

てよい。<sup>25)</sup>

そもそも福井藩における十九世紀半ばごろまでの財政事情はまさしく目にあまるものがあり、弘化四年（一八四七）では借金総額が八七三、五七一兩余と文政七年（一八一〇）に比べ六・三倍にふくれ上り、同年での返済分を差引いた八四八、二五九兩余が翌嘉永元年（一八四八）への繰越借金高となるが、これは藩歳入額の約二十九年分に相当する巨額の借財を背負い込んだ勘定で、天保七年藩から幕府へ差出した増高についての嘆願書のなかの「古借新借惣高九拾万兩余の借財」とする訴えは決して政策的に誇張した数字ではなかったのである。

もちろんかかる財政難收拾のための具体策として、天保年間には藩権力の下に町在への御用金賦課、幣制改革＝藩札の整理、家中の封禄削減をはかる借米措置、儉約令の強制など、本多修理、中根雪江、鈴木主税などの革新的重臣により遂行されたが、なんら所期の成果があがらないばかりか、ますます窮地に陥る羽目にたち至った。このさい藩財政に対決をせまられた由利

公正は、藩のかかるび縫的な御用金賦課や財政緊縮措置、「恰も自分の肉を割いて飢凌ぐようなもの」とみる儉約令の強制などは決して財政難打開の根本策ではないことを看破し、思い切った積極財政の下に、まず何よりも領内に物産を興すのが肝心だと考えた。しかもそれがはかばかしくないので、生産資金が枯渇しているからであり、年々約二万兩の不足をかこつ藩財政からみて、その資金を得るのは容易ならざることだが、藩権力の信用に基づいて切手を発行して生産者に貸付け、諸物産の生産を活発ならしめ「民富めば国富むの理」という民富論に裏打ちされた殖産興業の実効を期待したのである。

事実、總會所による生産資金の貸付が、町・在の商品生産に有力な刺激剤となり、「労力によって物産をつくり正金に転化させる」仕法が大いに功を奏しており、例えば、小楠が文久元年（一八六一）正月福井から熊本の人荻角兵衛・元田伝之丞へ宛てた書翰で「扱又町・在へは、窮民救恤に至るは勿論、第一大問屋と云ふ役所（註、物産總會所）を建て何品によらず民間職業

の物をかひ上る。……(中略)……此  
問屋出来に因て市・在一統甚敷はげみ立、  
年の明暮杯は莫大にもち懸候て勢甚よろし  
く御座候。」と述べるなど、種々の物産の  
製造に活気づいた実情が如実にうかがわれ  
る。

ところで総会所の機能として、小楠の説  
く商権回収論が一応尊重されたことは前述  
したところだが、しかしその実際の運営面  
では、元締として物産に関係ある大商人  
(問屋)をあて、その元締の下に町・在の  
有力な商人や豪農などを指定して領内物産  
の集荷購入に当らせる仕組をとっており、  
「大商人の介入」の排除を強調する小楠の  
主張は現実には実施し難いことを物語って  
いる。

要はその本質において藩が資本出資を、  
大商人は資本並に労務出資を行い、官符と  
大商人が相互依存の關係において活動し、  
領内物産の商品化を極力推進して交易や買  
易により国内外から金銀正貨を大量に獲得  
するという点で、明らかに一藩重商主義を  
基調とする典型的な殖産興業策として把握  
すべきであろう。

三上 幕末における重商主義的論策について

もちろん農民的商品生産の全面的収奪を  
めざす従来の藩専売制とは異り、むしろ国  
富増大の基礎として生産者の労働力を重視  
し、総会所による産業資金融通によりその  
労働力を精一杯運転させ、生産者のエネル  
ギーを出来るだけ發揮させることにポイン  
トを置いたことは、生産者の利益を一方に  
おいて容認するというかなり改良主義的な  
考慮がなされているわけで、重商主義的論  
策の視角からは一步前進した新路線を拓い  
たものとして改めて注目したいところであ  
る。

#### (七) 一藩重商主義による

マニユファクチュアの展開  
このように福井藩が一藩重商主義国家に  
成長するなかで、町・在における問屋制家  
内工業乃至マニユファクチュアの展開につ  
いてであるが、自生的ないわゆる分散マニ  
ユファクチュア——藩(国家)の特別な保  
護や特権を受けないで、ソソフト的産業規  
制から自由な分散的、個人的なそれを指す  
のであるが——の範疇に属するもののうち  
顕著なのが、粟田部や府中の麻織物などに  
みられるとしても、全藩的視角では依然と  
して商業資本(問屋制)が小農民の副業や

零細手工業者を支配する關係が広汎にみら  
れるわけである。

越前地方は、畿内・東海・瀬戸内沿岸な  
どの先進的な農村地帯に比べての生産力の  
相対的低位と商品生産の後進性の故に、商  
品生産者化した中農層の上昇・富農化の方  
向が十分な展開を遂げられずに、広汎にわ  
たる小農民の窮乏化、没落化が目立ち、し  
かもこれら貧窮化した農民のうちには商業  
・高利貸資本の支配下に入るものが少なく  
いなど、自生的な農村マニユファクチュア  
の生成展開のための十分な社会経済的条件  
を欠ぐものと看做されるが、前述の物産総  
会所による生産資金の融通がかかるマニユ  
ファクチュアの展開に如何なる影響を及し  
たかについては、その実態把握のためにさ  
らに十分な調査検討を要することは云うま  
でもない。

ところが福井城下で家中手工業として発  
展した「奉書袖」生産については、由利公  
正が機業マニユファクチュアを経営してい  
る三宅返四郎を総会所の肆長に登用して、  
城下の機業場の監督に当らしめるととも  
に、一方において官金を融通することに  
より機業マニユファクチュアの育成をはかっ

## 三上 幕末における重商主義的論策について

たことは注目すべきである。<sup>②</sup>

さらに藩の重商主義政策による典型的なマニファクトリア育成策としては、安政四年（一八五七）十一月城下志比口に完成した藩営の銃砲製造所があげられるが、これも公正と佐々木権六が中心となって強力に運営された。

労働力としては藩内から集めた職工が一年も経たないうちに一、二〇〇人にも上り、また製造工程はいわゆる分業と協業の態勢をとったため生産能率は飛躍的に高まり、この製造所が閉鎖するまでに約七千挺も製造したといわれる。

しかも販売価格も最初小銃一挺が二十五両であったのが、生産量の増大にともなうコスト・ダウンにより一挺五両乃至二両二分の廉価で生産可能となり、他藩にも大量の輸出をみたのである。

ところで、かかる他の諸藩に比べて決して遜色のない洋式兵器工業自体が、資本と労力が藩の強権的な創出によることを特質とする特権マニファクトリアの経営形態をとるものと看做さざるを得ない。<sup>③</sup>

しかもこの種工場は「国家（註、藩）の

保護育成を受けて独占と特権を賦与されて

いる巨大な集合マニファクトリア<sup>④</sup>の範疇に属すべきもので、重商主義的創造物の最も典型的なものとして把握せねばならず、経済的発展の自然的帰結としての本来のマニファクトリアとは範疇的にしゅん別すべきことは勿論である。

なお多数職工の雇傭による大量生産をめざす経営方式には、公正の「労力を以て経済を為すの本義に想到し、上下心を一にし各得意の技能を揮ひて業を分ち課を別にし専心努力を以て費用の不足を補はん」とする仕法が具体化されており、前述の總會所による殖産興業と同質の理論的根拠に基づいたものとして改めて注目したい。

いづれにせよ、かる特権集合マニファクトリアは藩の強兵策の一環としての重要意義に加え、領外からの正貨の獲得にも大きな役割を果しているわけで、物産總會所を基軸とする殖産興業策による実効と相まって、いわゆる「自己を重商主義的な色彩で補強しつつある絶対主義的な小国家」にふさわしい段階にまで到達したという分析視角はせひとも重視されねばならな

い。

## (八) 一藩重商主義の特質と限界

近世後期から末期にかけての重商主義的論策につき、その典型的なものとして海保青陵、本多利明、佐藤信淵の所説を展望し、ついでこの種論策が、幕末の福井藩においてどのように藩独自の特殊性をも包含しつつ具現され、しかも一藩重商主義をめざすいわゆる「雄藩」としての十分な實績をみせるに至ったかを考察した。

ところでこれら経世学者の経済思想の成長は、いわゆる「生産論」や「国内市場論」をなら満足に開拓することなく、早急に「海防論」と結合した交易乃至貿易論の主張に陥ったとも云えるが、福井藩にみられる論策は、謀臣橋本左内や横井小楠に先導され、藩主松平慶永をはじめ本多修理、中根雪江、鈴木主税らの重臣の少なからざる支持の下に、終には由利公正の強力な仕法により一応の結実をみせた一藩重商主義においては、とくに「領内物産の商品化」に強く要請される生産的労働力に視点を据えたことが注目されるべきで、まさにその論策の革新的な側面——もちろん重商主義にみる本質的な限界は認めざるを得ないが

——を示すものと云えよう。

つまり福井藩での物産総会所を基軸とする「殖産興業」は、基本的には重商主義國家を形成する過程として把握すべきだが、領内に多数分散する小農民の餘剩労働力や零細手工業の労働力をできるだけ活用して、——このさいかかる労働力を組織し編成してそれを集約的に運転する産業資本の機能までは思考の対象となっていないが——領内物産の商品化をはかっており、さらには問屋制家内工業やマニファクチュアを「上から」(von oben)育成する結果となつたのは、前述した本多や佐藤の如く重商主義の基盤を單純に商業(問屋)資本に求め、生産過程と生産的労働に対して疎遠な立場からは大きく前進したものと云わねばならない。

しかし問題は、幕末において一藩重商主義國家に成長していく傾向は、福井藩に限らずとくに雄藩の場合顕著にみられるものとすべきだが、これは勢い藩ごとの割拠的な傾向を強化することから、全国的統一國家成立の反措定アンチテーゼともなり、幕末の藩政改革を通じて極限にまで押しやられたとみる分析視角は、このさい十分考

慮されねばならない。

とくに殖産興業||重商主義政策が志向する富国強兵において、英・米・仏・露などのヨーロッパ列強を相手と考へた場合、一藩の軍事力では全く如何ともし難いことに想合せざるを得ず、福井藩の場合にしても、とくに「当今航海大に開け海外の諸國をも引受ずして適はざる時勢と成りては日本孤島の防守に海軍に過たる強兵はなし」と小楠にとつても重視された海軍力についてさえ、甚しい脆弱さを卒直に認めざるを得ないわけである。

藩営洋式工業の典型とされた福井藩の銃砲製造所や洋式造船所の閉鎖にしても、その生産技術や設備を以てしては非常時局の急需に応じ兼ねるといふのが実情であつたと思ふべきである。

(ハ) おわりに

このように一藩内の富国強兵||重商主義を推進すればするほど、藩ごとの割拠主義の壁を突崩して行かねばならないわけで、それへの真剣な対決が政治的にも全国を一丸とする絶対主義統一國家実現のための運動に昂揚するのは、けだし当然と云わねば

ならない。

福井藩が「日本國中を一家と見」て、幕府・諸藩の障壁を撤去し、中央政權の再編成つまり雄藩連合による幕政改革運動の指導的役割を担おうとする確信も、一藩重商主義の極点での限界を自ら認識する過程のなかで、いよいよ強固なものになつたと考えられる。

かつまた、同藩の財政が著しく立ち直り、殖産興業の実効が上つた段階で、由利公正が横井小楠に向つて、「斯る勢を以て各藩共歩調を一にし相共に進行せん乎、我國は数年ならずして世界に雄飛するを得べく、今や其氣運に向へるを覚ゆ」と語つたところは、一藩重商主義を止揚し、全国的重商主義を基調とする強力な統一國家の実現を想定していることは明らかであり、さらに彼が明治維新政權の財政面を担当したさいのいわゆる「由利財政」——これこそ明治政府の經濟政策を大きく方向づけるものと云えるが——の構想まで示唆する点で甚だ興味深いものがある。

このさいなお十分な検考がなされるべきは、福井藩の重商主義的論策が、極度の財

## 三上 幕末における重商主義的論策について

政難にあえぐ領主的危機クリシスの克服を第一のねらいとする以上、現実グロウにその政策の実施面で、基本的には小楠や公正の説くような「民富」的視点とは容易に結合し難いものがあり、むしろこれに対立する性格まで随伴することである。<sup>④</sup>

そこには本質的に領主・藩権力と商業資本との結合において試みられる重商主義政策への転回による絶対主義の形成を志向するものとみるべきであろう。

福井藩の幕末における一藩重商主義の鮮やかな展開に対するこのような分析視角こそ、明治維新政権の近代的統一国家形成の歴史的性格をも規定する重要課題であることに改めて注目したいところである。

## 註

① 重商主義の研究史につき、スミス、リスト、シュモラー、ゾムバルト、ヘクシャーなどの業績のなかでつくられた重商主義の概念規定に対して、日本では大塚久雄、小林昇、白杉庄一郎ら諸氏による論点が注目されるが、とくに白杉氏は、重商主義の基盤または推進主体につき、マニファクチュアの産業資本を生産的基礎とした商業資本の政策として規定しており、重商主義の基盤を単純に商業資本に求める立場からの前進がみられる

が、これらが今後の重商主義研究の主要な論点をなすと考えられる。

② マルクス『資本論』第三巻第一部「商人資本に関する歴史的考察」（昭42・岩波書店刊、向坂逸郎訳）四一七頁

重商主義は「必然的に、商業資本の運動に独立化されている流通過程の表面的諸現象から出発し、したがってただ外観だけをつかみ上げた。」（註、傍点は筆者による）と規定している。

③ 海保青陵「稽古談」巻五（『日本経済叢書』巻十八、滝本誠一編 大正五、日本経済叢書刊行会刊）三二九頁

④ 本多利明「経世秘策」巻下（『日本経済叢書』巻十二）七〇頁

⑤ マルクス・エンゲルス『ドイツ・イデオロギー』（古在由重訳、昭41・岩波文庫）八七頁

⑥ 海保青陵「海保儀平書」（『日本経済叢書』巻十八）五八八頁

⑦ 本多利明「経済放言」（『日本経済叢書』巻二十六）一八四頁

かれはさらに国内産の奇器・名産を官貿易のルートにのせることにより、大中の利潤が期待できると次の通り論じているのは注目値する。

此故に出産の奇器・名産悉皆官所へ買取、

官所の船舶に積載、万国へ交易出し、金・銀・銅の大利を得て、自国を豊饒の富国とするなり。然る道理を推究れば、自国を豊饒の富国となすの根本は、人巧の奇器・名産の多く出産する制度を建立するにある事明白なり。（一八五頁）

⑧ 本多利明「西域物語」下（『海表叢書』巻二、新村出監修、昭和三・更生閣書店刊）一〇二―一三頁

⑨ 佐藤信淵の画いた統一国家の構想は、明治維新政権の当初の中央官制と極めてよく類似しており、例えば教化台・神事台・太政台の「台」を「官」と置きかえることによっても容易にうなづかれる。

⑩ 中根雪江「昨夢紀事」第一（大正九・松平家蔵版）

⑪ 『越前人物志』上巻（福田源三郎編 明治四三）六六九頁

⑫ 中根雪江「昨夢紀事」第二（前掲書）

⑬ 中根雪江「昨夢紀事」第二（前掲書）

⑭ 本庄栄次郎「幕末維新」（昭23・堀書店刊）五〇―五五頁

前後二回にわたる各藩の意見につき、第二回は貿易許容論の増加が目立つが、差当りアメリカの要求を容れざるを得ないという程度ものが大半で、福井藩の如き確固たる積極的貿易論を主張したものは、わずか三藩（徳

島、柳河、薩摩)にすぎない有様であった。  
 ⑮ 拙稿「橋本左内の外交観について——日露同盟論を中心に——」(『社会文化史学』第三号(一九六七))〔社会文化史学会編〕所収)において、左内の説く日露同盟論につき、彼のロシア観を中心に種々歴史の評価を試みた。

⑯ 左内は、安政四年十一月二十八日・村田氏寿あて書翰に於て、積極的開國論を披瀝したのち、「儲右様大変革相始候ニ就てハ、内地之御処置、此迄之旧套ニてハ相濟まず、第一建儲、第二我公・水老公・薩公位を国内事務宰相の専權ニして、……(以下略)」。〔橋本景岳全集〕上巻、五五四―五頁)と述べ、一橋慶喜を將軍継嗣に定め、慶永・斉彬・斉昭らの「名君」を網羅した雄藩連合の統一国家体制の樹立を訴えるのである。

⑰ 拙稿「橋本左内の外交観についての一考察」(『若越郷土研究』十一の五、昭四一・九)「福井県郷土誌懇談会編」所収)に於て、左内が画く統一国家実現のための経済的基盤として、貿易促進による富国強兵策の実現が先決とする彼の理論的根拠を検討した。

⑱ 山崎正董編『横井小楠遺稿』(昭一七・日新書院刊) 三三三頁

⑲ 山崎正董編『前掲書』 七〇―七三頁

⑳ 拙稿「横井小楠の富国策について——藩政

三上 幕末における重商主義的論策について

改革の路線設定への一展望——」(『若越郷土研究』十二の四、昭四二・九)、「福井県郷土誌懇談会編」所収)に於て小楠の富国策の具体的仕法とその開明的特質について論述した。

㉑ 『由利公正伝』(三岡丈夫編、大正五・光融館刊) 六五頁〔実話〕

㉒ 『由利公正伝』(前掲書) 六三―六四頁

㉓ 『子爵由利公正伝』(由利正通編、昭一五・三秀舎刊) 七八頁

『由利公正伝』(前掲書) 六五頁

㉔ 物産総会所開設の初年(安政六)だけで北海道の松前地方に販売した薬工品が二十万何千兩の多額に上り、翌安政七年の半ば時分には、各地から集ってくる諸物産を収容する倉庫に不足をきたす有様となり、また長崎のオランダ商館に販売した生糸の金高だけでも初年中に二十五万兩(約百万兩)に達したという。

そこでドルを一分金に両替して越前におくことになり、長崎奉行に届出て御金荷物の先触を請い駅馬で運搬することにしたが、一駄につき二千兩即ち四百駄内外の御金荷物は駅路に連続したために九州諸藩の耳目を聳動させたと『由利公正伝』(前掲書 八五―八八頁)は伝えている。なお『子爵由利公正伝』(前掲書 九六頁)が伝える二十五万兩は

ドルの誤りとみるべきである。

㉕ 『由利公正伝』には「藩札は漸次正貨に変わり金庫には常に五拾万兩内外の正貨を貯蓄し……」(九六頁)とあるが、『子爵由利公正伝』では「文久元年末頃には越藩の金庫中に蓄蔵せられた黄金は三十万兩を下らず……」(一〇一頁)とあり、貯蓄金額の記載に若干の相違がみられるが、いずれにせよ藩が入手した正貨を一時札所の長持に保管したところ、その重さのために倉庫の床が落ちたとの伝え(『由利公正伝』八六―八七頁、『子爵由利公正伝』附録「実業談話」一一四頁)——それがかなり誇張した表現だとしても——からみて、以前の極度の赤字財政に比べ藩庫の事情がすっかり好転したものと思われる。

㉖ 弘化四年末年御借財御取立」(村田氏寿編『會計之部』松平文庫〔福井県立図書館蔵〕)

㉗ 『福井県史』(二) 五六頁

㉘ 拙稿「藩政動揺期の諸問題——越前藩の財政難を中心に——」(『若越郷土研究』十二の六、昭四二・一二)に於て、封建的危機への領主的対応策として、御用金借入金対策、借米、儉約令の三点にポイントを置いて考察し、越前藩の藩政動揺期における財政難の基調を検討した。

## 三上 幕末における重商主義的論策について

②⑨ 『横井小楠遺稿』（前掲書 三四八—九頁）

③⑩ 拙稿「由利公正の富国策について——藩政改革の財政面を中心に——」（『若越郷土研究』十二の二、昭四二・三）・拙稿「由利公正の富国強兵策について——藩政改革の財政的視角より——」（『福井県高等学校社会科学研究会歴史部会紀要』昭四二・三、所収）参照

③⑪ 麻織物の主産地粟田部では安政三年（一八五六）本場の近江蚊帳の技法を窃かにとり入れてそれを習得し、さらに近江より職工を招くなどして製造家三十戸、機数五百基に達するという発展をみせ、また府中においても近江八幡地方から蚊帳染工を求めて技術改良の実をあげたため、万延年間になると本場の近江蚊帳を凌駕し越前蚊帳の名声を博したという。

③⑫ 福井県絹織物同業組合編『三十五年史』（大正十年）一八二—三頁

福井城下で家中手工業として発展した「葎書紬生産」の直接生産者は「中流以下士卒の家族」であり、「絹屋」の支配の下におかれ、いわゆる問屋制家内工業が一般化していたが、そのうち三宅亟四郎が「染織工数十人」を雇ってマニファクチュアをいとなんでおり、藩や総会所はこれらに官金を貸付けて

その育成をはかったというが、かかる施策は問屋制資本を主導的に産業資本に転化させることを志向したものと看做し得るが、やはり基本的には、藩の保護育成を受けて独占と特権が与えられる「集合マニファクチュア」の範疇に属する重商主義的創造物として把握すべきである。

③⑬ 拙稿「越前藩の強兵策について——海防対策と洋式兵器工業を中心に——」（『若越郷土研究』十二の三、昭四二・六）に於て、藩営銃砲製造所の特権マニファクチュアとしての特質の一端を明らかにした。

③⑭ 高橋幸八郎『市民革命の構造』（増補版、昭四一・御茶の水書房刊）一一三頁

高橋教授が、ヨーロッパ絶対主義時代のマニファクチュールに二つの種類の存在を指摘し、「当時の人たちが知っていた集合マニファクチュールは、重商主義的創造物としての特権的・独占的なマニファクチュアであって、経済的発展の自然的帰結としての——従って発展段階としての——前進的形態たる本来のマニファクチュアではなく、むしろ反対に小商品生産者の独立従って自由な商品生産——流通を抑制するものとして与えられていた。」とみる分析視角は、日本の幕末における藩営マニファクチュアの歴史的性格を規定する上に於ても極めて重要だと思

考される。

③⑮ 『由利公正伝』（前掲書）二八頁

③⑯ 奈良本辰也『日本経済史』（経済学全書、第四卷、昭二六・三笠書房、所収）一八一頁

③⑰ 信夫清三郎『マニファクチュア論』（昭二四・河出書房刊）一七五頁

③⑱ 奈良本辰也「雄藩の合頭」（岩波講座『日本歴史』近世5、所収）二八七—二八八頁

③⑲ 山崎正重編『横井小楠遺稿』（前掲書）四一頁

④① 福井藩の洋式造船事業として、二本櫓コックトル船（長さ拾一間幅三間半、直立櫓一本、遣り出之櫓一本、帆四枚）が、安政四年十月佐々木権六、由利公正を重艦造船掛として坂井郡宿浦に工場を置いて着工、安政六年四月竣工したが、その後はこの種造船は行われず、文久三年（一八六三）五月アメリカ汽船コムシン（黒龍丸と命名）、慶応元年（一八六五）閏五月アメリカ帆船ボウリン（富貴丸と命名）をそれぞれ購入している。

一方洋式銃砲の購入については、佐々木権六が慶応三年四月藩命により渡米し、大砲（三インチ砲）・小銃・短銃にいたるまで相当量の兵器を仕入れているが、これは明らかに国産の銃器よりもアメリカ製の方がはるかに優れているところから、藩ではその積極的な

買付にふみ切ったとみてよい。

④ 幕末の福井藩が、幕政改革運動に於て指導的役割を果たした政治的経過については、川端太平『松平春嶽』（人物叢書、一三八・吉川弘文館刊）及び山口宗之『橋本左内』（人物叢書、八四）などが詳述している。

④ 『由利公正伝』（前掲書） 九六頁

④ 島 恭彦氏はその著『大蔵大臣』（岩波新書）で、「由利公正ほど忠実に旧藩（福井藩）における財政政策とその指導理念を新政府の政策の中に再現しようとした人物はない」（八五頁）と云っている。

④ 拙稿「幕末における越前藩の富国策について」（日本歴史学会編『日本歴史』昭43・6月号、吉川弘文館刊）で論及したが、同藩の安政期藩政改革が生産者側から必ずしも喜んで迎えられなかったのは、五ヶ村の澁屋層からこぞって休業願いが出されたことから察知できる。

（福井県立福井商業高等学校教諭）